

# 佐賀県は、 がん先進医療を受診する 佐賀県民の皆様を支援します。



がん先進医療の一例



重粒子線治療

## 佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業

佐賀県では、有効な治療法でありながら、公的医療保険の適用がない、がん先進医療の普及を図るため、佐賀県民の皆様が、がん先進医療を受診する場合の治療費の助成や、がん先進医療の治療費を金融機関から借りた場合の利子の補給を行っています。

お問い合わせ ● 佐賀県 健康福祉部 健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室  
☎0952-25-7491 ✉kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

## 事業の内容は？

### 治療費助成制度

- 佐賀県民の皆様が、がん先進医療を受ける場合に治療費を助成します。(所得制限はありません)
  - 対象者／患者さん本人
  - 助成額／がん先進医療の治療費の10分の1以内(限度額30万円)

### 利子補給制度

- 佐賀県民の皆様が、がん先進医療を受ける際、治療費を金融機関から借り受けた場合に、その利子を補給します。(所得制限はありません)
  - 対象者／患者さん本人・患者さんと同一の世帯に属する方・患者さんの親族の方
  - 補給額／がん先進医療の治療費に係る金融機関からの借入利子  
[補給利率6%以内(保証料含む)・補給期間7年以内]

## がん先進医療の治療費とは？

がんの治療を目的に行われる「がん先進医療」の技術料です。

### がん先進医療とは

- 重粒子線治療 …… ※右記を除外 前立腺がん、頭頸部腫瘍、骨軟部腫瘍、肝細胞がん(長径4cm以上)、肝内胆管がん、膵(すい)がん、子宮がん(頸部腺がん)、大腸がんの骨盤内再発
- 陽子線治療
- 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査 など

なお、先進医療の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
(先進医療のうち、がんの治療を目的に行われるものが治療費助成・利子補給の対象になります。)

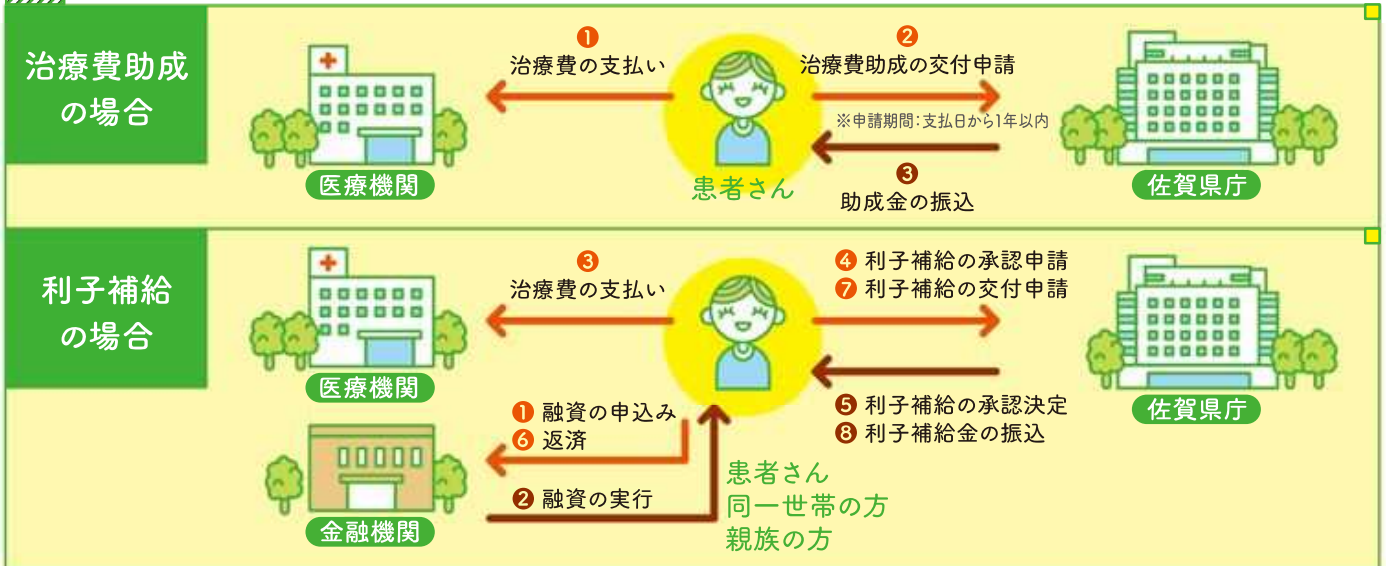
[厚生労働省 先進医療](#)

[検索](#)

## 対象となる患者の方は？

平成25年10月1日以降に、国内の医療機関でがん先進医療の治療を開始した佐賀県民の皆様が対象です。  
(県内在住1年以上)

## 治療費助成・利子補給を受けるまでの流れ



例えば下記の金融機関では、専用ローンが用意されています。

※専用ローンの詳細は、各金融機関へお問い合わせください。

- 佐賀銀行……………☎0952-25-4584
- 九州ひぜん信用金庫…☎0954-23-1221
- 佐賀市中央農業協同組合…☎0952-23-8555
- 佐賀共栄銀行…………☎0952-26-2806
- 佐賀東信用組合…………☎0952-30-2121
- 唐津農業協同組合…………☎0955-70-5225
- 佐賀信用金庫…………☎0952-22-2141
- 佐賀西信用組合…………☎0954-63-2411
- 伊万里市農業協同組合…………☎0955-23-5555
- 唐津信用金庫…………☎0955-73-2105
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会…☎0952-22-3178
- 西日本シティ銀行…………☎0942-33-6110
- 伊万里信用金庫…☎0955-23-3151
- 佐賀県農業協同組合…☎0952-25-5372

事業についてのお問合せ・申請は

佐賀県 健康福祉部 健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室 〒840-8570 佐賀市内1丁目1番59号 ☎0952-25-7491

Copyright © 2022 Saga Prefecture. All Rights Reserved. [令和4年7月現在]